

作成日：2016年11月1日

台湾（中華民国）

Taiwan, Republic of China

特許庁の所在地：

經濟部：Ministry of Economic Affairs (MOEA) 所属の  
台湾知的財産局：Intellectual Property Office (TIPO)

3F, 185, Sec. 2,  
Sinhai (Xinhai) RD., Da-an District,  
Taipei City 106, Taiwan, R. O. C.

TEL: 886 2 2738 0007

FAX: 886 2 2377 9875

Email: [ipo@tipo.gov.tw](mailto:ipo@tipo.gov.tw)

Website: <http://www.tipo.gov.tw/>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無(存在する場合は連絡先も含む)
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) 台湾は、国際条約や協定等に加盟しておりません。
- (2) 但し、世界貿易機構（WTO）に加盟していますので、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の適用を受けます。

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の実施状況について詳細の説明があります。  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

日・台 PPH については、以下を参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/japan\\_taiwan\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_taiwan_highway.htm)

### **3. 現地代理人の必要性有無**

台湾に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **4. 現地の代理人団体の有無**

台湾専利師（弁理士）公会（Taiwan Patent Attorney Association）  
台北市復興南路1段390号11階  
11F., No. 390, Sec. 1. Fuxing S. Rd. Taipei City 106, Taiwan  
Tel: 886-2-2701-1990  
Fax: 886-2-2701-0799  
Email: [mail@twpaa.org.tw](mailto:mail@twpaa.org.tw)  
URL: <http://www.twpaa.org.tw/>

### **5. 出願言語**

中国語、日本語、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語、アラビア語、韓国語で、出願することができます。

### **6. その他関係団体**

公益財団法人交流協会東京本部  
東京都港区六本木3丁目16番33号青葉六本木ビル7階  
Tel: 03-5573-2600  
Fax: 03-5573-2601

## 7. 特許情報へのアクセス方法

特許データベース（中国版）

<http://twpat.tipo.gov.tw/#>

特許データベース（英語版）

<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwekm> でアクセスすることが可能です。

特許庁新興国等知財情報データバンク

台湾における専利出願の案件状態又は無効審判の結果の調べ方

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/1679/>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2014年1月22日改正（2014年3月24日施行）の改正法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、新規性喪失の例外の適用を受ける場合にはその情報等を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

① 中国語以外の言語により出願することができます。

② 但し、この場合には出願日から4ヶ月以内に中国語による翻訳文を提出する必要があります（更に2ヶ月延長可能）。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

#### (4) 委任状 (Power of Attorney) :

① 出願人が署名し、認証は不要です。

② 出願日から4ヶ月以内に提出できます。  
更に、2ヶ月間の延長が認められます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment) :

提出は不要です。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

② 出願人が過失により、出願と同時に優先権を主張できなかった場合、又優先権証明書を提出できなかったために、優先権主張をしなかったものとみなされた場合には、優先日から16ヶ月以内に優先権主張の回復を申請することができます。

③ なお、専利法の規則改正（2016年7月1日施行）により、優先権証明書類を電子ファイルで提出した場合は、原本の優先権証明書類の提出が不要となりました。

### 3. 料金表（単位：新台幣ドル（NTD）です。）

#### (1) 出願料金:

① 紙形式出願の場合	3,500
② オンライン出願の場合	2,900

#### (2) 審査請求料金:

①基本料金（クレーム数 10 個. 50 頁まで）	7,000
②10 以上 1 クレーム当たり加算額	800
(3)再審査料金（拒絶後の再審査請求）	7,000
(4)特許証発行料金	1,000
(5)年 金：	
①1 年度から 3 年度まで（各年当たり）	2,500
②4 年度から 6 年度まで（各年当たり）	5,000
③7 年度から 9 年度まで（各年当たり）	8,000
④10 年度以降（各年当たり）	16,000

#### 4. 料金減免制度について

特許権者が自然人や、中小企業又は学校の場合には、特許料の減免を申請することができます。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(A)2011 年改正法（2013 年 1 月 1 日施行）の主な内容：

##### ①新規性喪失の例外の規定：

例外の規定が進歩性にも適用されることになりました。

例外の規定の適用に関して、出願人が自らの意思により刊行物に発表した場合が、追加されました。

##### ②特許請求の範囲と要約書との関係：

特許請求の範囲と要約書が明細書から分離されました。

##### ③権利の回復：

出願時に故意ではなく、優先権を主張できなかった場合、又期限内に年金を納付できなかったことにより専利権を失った場合に、権利の回復が認められるようになりました。

##### ④誤訳の訂正：

外国語書面で出願した場合、外国語書面の補正はできません。

但し、その外国語明細書の記載範囲内で、中国語明細書について

誤訳の訂正による補正が可能となりました。

⑤自発補正の時期的制限：

自発補正ができる時期の制限が廃止されました。

⑥分割出願の時期的制限：

特許出願について、初審査の特許査定後 30 日以内に分割することができるようになりました。

但し、再審査査定（再審査許可査定又は再審査拒絶査定）後は、従来通り分割出願を行うことができません。

⑦最終理由通知書の導入：

最終理由通知書の制度が導入されました。

最終理由通知書を受領した場合、特許請求の範囲の補正は特定の理由に限定されます。

⑧無効審判制度：

無効理由の規定が改正され、また一部の請求項に対して無効審判を請求することができるようになりました。

⑨特許出願と実用新案出願の重複出願；

同一人が同日に特許と実用新案出願をそれぞれ出願することができるようになりました。

特許庁が、特許を付与できると認めた場合、出願人にいずれか 1 つを選択するよう通知した場合において、出願人が特許を選択したときは、実用新案権は最初から（遡及的消滅）なかったものとみなすこととなりました。

(B) 2013 年改正法（2013 年 6 月 13 日施行）の主な内容：

①上記特許と実用新案出願の重複出願：

実用新案権は遡及消滅から、特許権が付与される公告日に消滅したものとみなされると、改正されました。

②実用新案技術評価書に関して：

「実用新案制度」の項目を参照して下さい。

(C) 2014 年改正法（2014 年 3 月 24 日施行）の内容：

輸入物が特許権を侵害する恐れがある場合、事前の税関への差止めを申し立てること等ができる内容で、特許出願等の手続きには影響しない改正となっております。

(1) 出願書類が提出されますと、方式審査、実体審査、公告査定/初審拒絶、再審査請求、公告査定/再審査拒絶、訴願等の手順で進められます。

(2) 方式審査：

①出願に必要な書類が提出されているか、審査されます。

②明細書等を中国語以外の外国語で出願をした場合、出願日から 4 ヶ月



以内（2ヶ月延長可能）に中国語の翻訳文を提出しなければなりません。提出されなかった場合には出願は却下されます。

但し、期間経過後、出願却下決定前に中国語の翻訳文を提出した場合には、当該翻訳文を提出した日が出願日とみなされます。

(3) 出願公開：

出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。

なお、出願人は早期公開を請求することもできます。

(4) 不特許事由：

以下に該当するものは、特許を受けることができません。

① 動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法

但し、微生物学的方法は該当しません。

② 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法

③ 公序良俗又は公衆衛生を害するもの、等です。

(5) 新規性：

① 出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前に世界のいずれかの場所において公然知られ、使用され又は頒布された刊行物に公表されている場合には新規性を有しません（絶対的新規性の採用です）。

② 但し、以下の場合には新規性喪失の例外が適用されます。

(a) 出願日前6ヶ月以内に、実験や刊行物による発明の公表

(b) 出願日前6ヶ月以内に、政府が主催する、又は政府の許可を受けた博覧会における発明の展示

(c) 出願日前6ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反する発明の公表

③ 出願後に、出願公開された他人の先願出願の明細書等に記載された発明と、同一である後願に係る発明は、特許を受けることができません。  
なお、先願の出願人と後願の出願人が同一の場合は適用されません。

(6) 実体審査について：

① 審査請求制度を採用しておりますので、審査請求が行われるまで実体審査は行われません。

審査請求の期限は、出願日から3年以内です。

② なお、分割出願の場合には、原出願日から3年経過後であっても、分割出願日から30日以内に審査請求をすることができます。

③ 拒絶理由通知：

特許要件を満たしていないと判断された場合、審査官の意見が通知されます（我国の拒絶理由通知に相当します）。

審査官の意見通知書に対して、出願人は指定期間内（通常、60日以内）に意見書等を提出して応答することができます。

なお、この指定期間は、請求により 3 ヶ月期間延長することができます。

④最終拒絶理由通知：

上記審査官の意見通知書に対する応答により、拒絶理由は解消されたが、新たな拒絶理由が発見された場合において、必要があると認めた場合には、最終拒絶理由通知書が発行される場合があります（最終拒絶理由通知制度の導入です）。

最終拒絶理由通知に対して、3 ヶ月の指定期間内に（延長可能）特許請求の範囲を補正することができます。

但し、この補正は、(a)請求項の削除、(b)特許請求の範囲の減縮、(c)誤記の訂正、又は(d)不明瞭な記載の釈明を目的とするものに限定されます。

⑤拒絶査定（初審査）：

補正が、拒絶理由を解消せず、又上記の目的に該当していない場合には、出願は拒絶査定されます。

⑥特許査定（初審査）：

審査の結果、特許要件を満たしていると判断された場合、特許査定され、この場合出願人は査定書発行日から 3 ヶ月以内に証書料金及び 1 年目の特許料金を納付する必要があります。

なお、出願人が故意でなく、上記期限内に料金を納付することができなかった場合には、期限満了後 6 ヶ月以内に料金を納付することができます。

⑦再審査請求（Re-Examination）：

出願が拒絶査定された場合、出願人は当該拒絶査定通知の発行日から 60 日以内（3 ヶ月延長可能）に、再審査を請求することができます。

(a)再審査請求の際に、特許請求の範囲等の補正を行うことができます。

(b)再審査請求後も、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、最終拒絶理由通知が発行される場合もあります。この最終拒絶理由通知に対する特許請求の範囲の補正は、一定の目的に限定されます。

(c)補正書等の提出後も、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、再審査拒絶査定（再審査審査）がなされます。

一方、応答により特許要件を満たしていると判断された場合は、特許査定（再審査審査）がなされます。

⑧訴願請求

(a)再審査審査で拒絶査定された場合、経済部に 30 日以内に訴願を請求することができます。

(b)その後、訴願決定（拒絶査定（拒絶査定）の取消若しくは拒絶査定維持）が行われ、拒絶査定維持の場合は知的財産裁判所に2ヶ月以内に、行政訴訟（一審）を提起することができます。

(7)明細書等の補正の時期：

①拒絶理由通知書を受けていない限り、特許査定まではいつでも自発補正することができます。

②但し、拒絶理由通知を受領した後は、拒絶理由通知書に対する応答期間内に限り補正をすることができます。

なお、外国語明細書等による出願の場合には、誤訳による補正をすることができます。

(8)分割出願：

①初審査における特許査定通知書発行後30日以内にも分割出願をすることができます。

②但し、再審査審定（再審査拒絶査定や再審査特許査定）後には、分割出願をすることはできません。

(9)異議申立て：

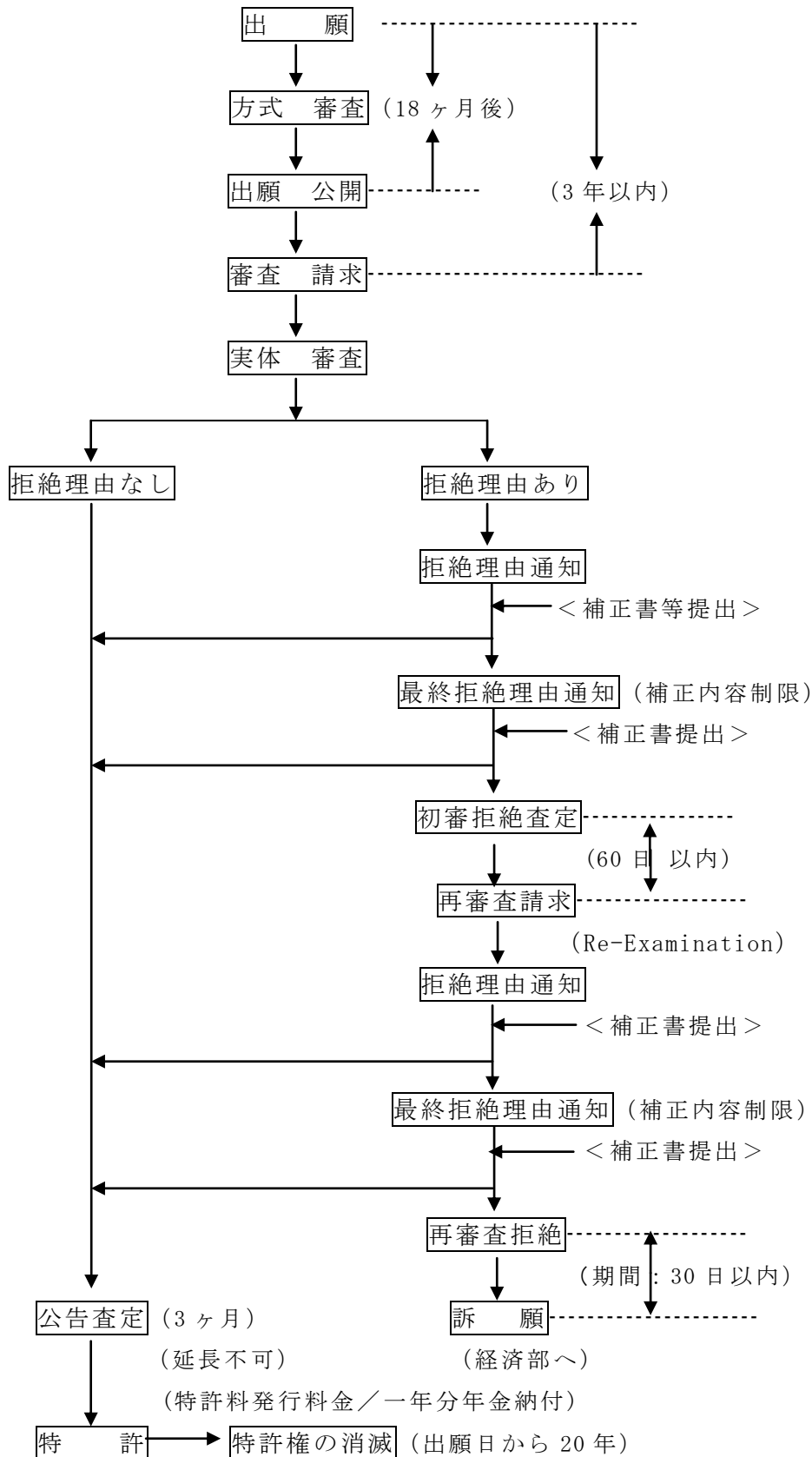
規定されておられません。

(10)早期審査：

①2010年1月1日から早期審査が施行されています。

②2012年5月1日から特許審査ハイウェイ施行プログラムが実施され、2014年5月1日からPPH MOTTAINAI 施行プログラムも可能となりました。

出願から特許までの手続のフローチャート



## 日本・台湾特許審査ハイウェイ（PPH）に関して：

日本・台湾特許庁との間で特許審査ハイウェイ施行プログラムが、2012年5月1日から実施され、2014年5月1日から3年間、PPH MOTTAINAI 施行プログラムが導入されました。

以下、日本出願に基づき、台湾出願において PPH に基づく早期審査の要件等について説明します。

### (1) 申請の要件：

①台湾出願及び日本出願が、優先日又は出願日のうち、最先の日付が同一であること。

台湾出願は、以下の条件を満たす必要があります。

(a)台湾出願が、日本出願に基づいて有効な優先権を主張している出願であること

(b)台湾出願が、優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて、有効な優先権を主張している出願であること

(c)台湾出願が、優先権主張を伴う日本出願の基礎出願となっている出願であること

(e)台湾出願が、日本出願と同一の優先権を主張している出願であること

②対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

(a)請求項は、特許査定となっていない場合であっても、最新のオフィスアクションで審査官が請求項を特許可能であると特定した時に特許可能と判断されたこととなります。

(b)オフィスアクションには、次の通知が含まれます。

(i)特許査定

(ii)拒絶理由通知書

(iii)拒絶査定

(iv)審決

例えば、拒絶理由通知書において、ある請求項について「現時点では、拒絶理由を発見しない」と記載されている場合は、特許可能と判断されます。

③台湾特許出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しており、十分に対応するように補正されていること。

④台湾出願において最初の審査報告書が通知されていないこと。

(2) 提出書類：

申請書に、下記の書類を添付する必要があります。

① 日本出願に対し通知された、すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。

(a) 翻訳文の言語は中国語又は英語が利用可能です。

(b) 日本特許庁のオフィスアクションが、特許庁の AIPN により提供されている場合には、台湾特許庁の審査官は AIPN を通じてオフィスアクション及びその翻訳文を当該 AIPN により入手可能ですので、オフィスアクションの写し及び翻訳文を提出する必要はありません。

② 日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文及び請求項の写しの提出に関しては、上記①と同様です。

③ 日本出願で引例された引用文献の写し。

(a) 引用文献が特許文献の場合には、原則として提出を省略することができます。

(b) 引用文献が非特許文献の場合には、提出の省略はできません。

(c) なお、引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。

④ 台湾出願の請求項と、日本出願で特許性ありと示された請求項が十分に対応していることを示す請求項対応表。

(3) 早期審査の手続き：

① 申請要件を満たしていない場合、その旨出願人に通知されます。

② 申請要件を満たさなかった場合には、通常の順番により審査の対象とされます。

(4) その他：

申請時に台湾出願が公開されていない場合、早期公開を申請しなければなりません。

この場合、早期公開料金として新台幣ドル 1,000 必要となります。

## 9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

(1) 存続期間は、出願日から 20 年目の前日までです。

特許の公告日から発生します。

(2) 特許付与料金及び 1 年目の年金納付が必要です。

その後、特許権を維持するためには、2 年目以降の年金を毎年納付する必要があります。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

台湾は、PCT 条約に加盟しておりませんので、PCT 出願をすることは

できません。

## 11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：  
約 1 年です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：  
出願と同時に審査請求をした場合は、約 1 年 8 ヶ月～2 年です。
- (3) 出願の際：
  - ① 台湾は、パリ条約に加盟しておりませんが、WTO に加盟していますので、WTO の加盟国の国民は WTO の加盟国にした出願に基づいて優先権を主張して、台湾で発明の保護を求めることができます。  
上述しましたように、台湾は特許協力条約（PCT）に加盟していませんが、PCT 国際出願を基礎として、その出願を優先権主張して台湾へ出願することが認められています。
  - ② 特許権設定登録は中国語で行われます。  
従いまして、出願人が既に中国語の出願人名称を使用している場合には、その中国語による出願人名称を使用するよう、現地代理人に連絡すべきでしょう。  
中国語による出願人の名称を、現地代理人に一任すると従来の名称と不一致が生じるおそれがあるからです。
- (4) 特許後：
  - ① 訂正審判制度：
    - (a) 特許権者は、次の事項を目的とする場合に限り、明細書等について訂正を請求することができます。
      - (i) 請求項の削除、(ii) 特許請求の範囲の減縮、
      - (iii) 誤記又は誤訳の訂正、(iv) 不明瞭な記載の釈明
    - (b) 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願当初の明細書等に記載されている範囲を超えてすることはできません。
    - (c) 外国語書面で出願をした場合には、その誤訳の訂正は出願時の外国語書面に記載された範囲内で、訂正することができます。
  - ② 無効審判制度：
    - (a) 原則として、何人も特許無効審判を請求することができます。
    - (b) 請求項が 2 以上ある場合、請求項ごとに請求することができます。
    - (c) 無効審判の審理中に、訂正の請求があった場合には、双方の審理は併合して行われることとなります。
- (5) 回復：
  - ① 手続や料金納付が不可抗力等により遵守できなかった場合、一定の期

間内に、証拠書類及び回復手数料を支払うことにより、回復申請をすることが出来ます。

②例えば、出願時に優先権を主張しなかった場合、又は主張しなかったものとみなされた場合に、それが出願人の故意によるものでなければ、優先権主張の回復を申請することができます。

なお、12ヶ月の優先期間内に台湾出願できなかった場合には、優先権の回復はできません。

(6)最初に出願をする義務：

台湾でなされた発明について、最初に台湾特許庁に出願しなければならない旨の規定はありません。



## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

2014年1月22日改正(2014年3月24日施行)の改正法が適用されています。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、新規性喪失の例外の適用を受ける場合にはその情報等を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

- ① 中国語以外の言語により出願することができます。
- ② 但し、この場合には出願日から4ヶ月(請求により2ヶ月延長可能)以内に中国語による翻訳文を提出する必要があります。

#### (3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

#### (4) 委任状 (Power of Attorney) :

- ① 出願人が署名します。認証は不要です。
- ② 出願日から4ヶ月(2ヶ月の延長可能)以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment) :

2013年1月1日より、不要となりました。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document) :

- ① 台湾はパリ条約の同盟国ではありませんので、条約上の優先権は主張することはできません。
- ② 但し、WTOに加盟していますので、WTO加盟国の国民は、優先権を主張して台湾出願することができます。
- ③ 優先権証明書提出期限等、特許出願の場合と同様です。

### 3. 料金表 (単位 : 新台湾ドル (NTD) です。)

#### (1) 出願料金 :

- ① 紙形式の出願の場合            3,000
- ② オンライン出願の場合           2,400

#### (2) 登録証発行料金                    1,000

#### (3) 技術評価書請求料金               5,000

#### (4) 年 金 (各年度当たり) :

- ① 1年度から3年度                    2,500
- ② 4年度から6年度                    4,000
- ③ 7年度以降                           8,000

#### 4. 料金減免制度について

実用新案特許権者が自然人や、中小企業又は学校の場合には、登録料の減免を申請することができます。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

実用新案特許出願の内容は、出願が登録された後に公表されます。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

実用新案特許出願は、方式的要件、保護対象の要件を満たしているか否か、実用新案が明細書に十分開示されているか否かについて審査され、新規性等の実体的審査は行われません。

なお、上記要件を満たしていない場合、最終拒絶前に一回に限り審査意見通知書が発行され、出願時の開示範囲内において明細書の補正(60日以内)が認められるようになりました。

##### (1) 保護対象について

実用新案とは、物品の形状や構造、又その組合せに関するもので、自然法則を利用した技術的思想の創作とされています。

##### (2) 不登録事由について

次の事項は、実用新案として保護を受けることはできません。

① 実用新案の保護対象に合致しない場合

② 発明の単一性を満たしていない場合

③ 公序良俗に反する場合

④ 実用新案が明細書等に実施できるよう、開示されていない場合

##### (3) 新規性について

発明特許と同様です。

##### (4) 補正について

明細書等の補正は、出願日から2ヶ月以内に行うことができます。

但し、出願時の開示範囲を超えて補正を行うことはできません。

##### (5) 登録の付与手続について

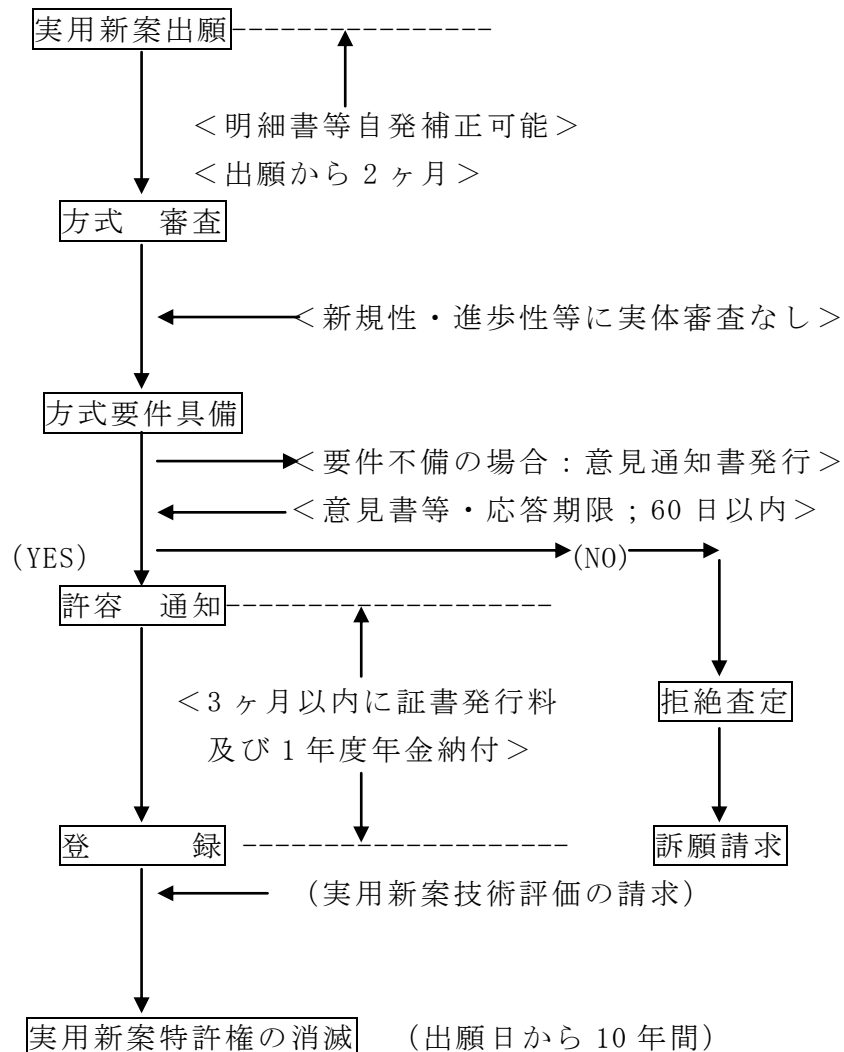
- ①特許庁は、先ず方式的要件の審査を行い、要件を満たしていないと判断した場合、指定期間内に補正すべき旨を命じます。
  - ②外国語書面で出願した場合、当該書面を補正することはできません。
  - ③方式的要件審査後、その結果が出願人に通知されます。
  - ④方式的要件の審査の結果、出願が以下のいずれかに該当する場合には、拒絶すべき旨の査定が発行されます。
    - (a) 実用新案が、物品の形状、構造又は組み合わせに該当しない場合
    - (b) 実用新案が、公序良俗に反する場合
    - (c) 明細書が発明開示不十分の場合
    - (d) 単一性の要件を満たしていない場合
    - (e) 補正が、出願当初の明細書等の記載内容を超えている場合
  - ⑤方式的要件の審査の結果、拒絶理由がないと判断された場合には、出願認容の通知が発行されます。

出願人は、この通知の日から3ヶ月以内に登録証発行料金及び一年度年金を納付しなければなりません。

上記料金納付後、出願は公告され、その後実用新案特許証が発行されます。
- (6) 実用新案技術評価について
- ①実用新案技術評価制度とは、出願人又は第三者の請求により、審査官が実用新案特許の登録性について審査することをいいます。
  - ②この実用新案技術書は、実用新案特許権者が権利行使をする場合に相手方に評価書を提示することが要件となるものです。

なお、実用新案技術評価の請求は、取り下げることができません。
- (7) 実用新案出願と特許出願の二重出願制度について
- ①前回の法改正により、出願人は同日に実用新案出願と発明特許出願をできる旨規定されました。
  - ②特許庁が発明特許出願について、特許を付与することができることと認め、出願人にいずれか1つを選択するように通知をした場合において、出願人が発明特許を選択した場合には、実用新案権は「最初から存在しないものとみなされる」ことになりました。
  - ③その後改正法においては、実用新案権は「最初から存在しないものとみなす」から、「特許権が付与される公告の日」に消滅したものとみなすと、変更されました。

## 出願から登録までの手続のフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 10 年目の前日まで、です。
- (2) 實用新案特許権は、實用新案特許の公告日から発生し、その後、2 年度目から毎年年金を納付する必要があります。

### 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

- (1) 實用新案特許権者が、第三者の侵害に対して権利を行使する場合には、わが国の實用新案法と同様、實用新案技術評価書を提示することが要件となっております。  
しかし、この規定は實用新案技術評価書の提示を訴訟の要件ではないとされてきました。
- (2) 2013 年の改正法において、實用新案権者は實用新案技術評価書を提示

しない場合には、警告を行ってはならないと、規定されました。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）  
特許発明と同様、PCT 出願で保護を求めることはできません。

12. 留意事項

(1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約 2 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：

約 3 ヶ月です。

(3) 上述しましたように、実用新案特許は無審査で登録されます。

しかしながら、我国の実用新案法と同様に、第三者の実用新案特許の侵害に対して権利行使をする際には、実用新案技術評価書の提示が要求されておりますので、十分留意して権利行使をする必要があります。

(4) 回復

① 手続や料金納付が期間内に不可抗力等により遵守できなかった場合、一定の期間内に、証拠書類及び回復手数料を支払うことにより、手続きを採ることができます。

② 優先権主張の回復に関しては、特許の場合と同様です。

## 意匠制度

### 1. 現行意匠法について

- (1) 1949年特許法に基づき、2004年7月1日施行の改正法が適用されておりましたが、専利法（特許法、実用新案法、意匠法）の改正法が2011年11月29日に可決され、この改正法が2013年1月1日施行されることとなりました。
- (2) 台湾は、国際条約、国際協定、国際取決めには加盟しておりませんが、2002年1月1日からWTO（世界貿易機関）に加盟しましたので、TRIPS協定には拘束されることになっております。
- (3) なお、現在は、2014年1月22日改正（2014年3月24日施行）の改正法が適用されています。  
また、専利法の施行規則が2016年6月29日に一部公布され、2016年7月1日に施行されることになりました。  
この施行規則では、用語の修正等が行われています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書（Request）：
  - ① 創作者及び出願人の氏名及び住所、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類。
  - ② 優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）等を記載します。
- (2) 明細書（Description）：
  - ① 意匠に係る物品名、物品の用途、意匠の説明、物品の外観が変化する場合には、使用状態の変化などの簡潔な説明を記載します。
  - ② 明細書には、所謂当業者が、内容を理解し、且つ実施できるように、明確且つ十分に開示する必要があります。
  - ③ また、部品であれば、その部品が組み込まれる物品名も記載する必要があります。
- (3) 図面（Drawings）：

当業者が意匠を理解して実施できるように記載します。
- (4) 優先権証明書（Priority Document）：

優先日から10ヶ月以内に提出することができます。
- (5) 委任状（Power of Attorney）：
  - ① 出願人の捺印、法人の場合には社印及び代表者の捺印が必要です。
  - ② 出願日から4ヶ月（2ヶ月延長可能）以内に提出する必要があります。
- (6) 譲渡証（Assignment）：

2013年1月1日施行の改正法により提出が不要となりました。

### 3. 料金表（単位：台湾ドル(NTD)です。）

(1) 出願手数料；	
① 紙形式出願の場合	3,000
② オンライン出願の場合	2,400
(2) 登録証発行料金	1,000
(3) 取消・無効請求料金	8,000
(4) 再審査請求	3,500
(5) 年 金（各年度当たり）：	
① 1年度から3年度	800
② 4年度から6年度	2,000
③ 7年以降	3,000

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されております。

### 5. 実体審査の有無

意匠出願は実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。意匠出願は全件、実体審査の対象となります。

### 8. 出願から登録までの手続きの流れ

(A) 実体審査が行われた後、登録の決定が行われます。

(B) 部分意匠、コンピューターアイコン、使用者の図形インターフェイス、また組物の意匠登録が認められております。

関連意匠制度が設けられ、類似意匠制度は廃止されました。

(1) 方式審査：

① 意匠出願は、最初に方式要件を具備しているか否かについての方式審査が行われます。

方式不備がある場合には、補正指令が発せられ所定期間内に不備を補正するよう求められます(応答期間は60日となっています)。

②意匠出願は、一の意匠について行わなければなりませんので、二以上の意匠を一出願することはできません。

二以上の意匠を一出願した場合には、分割出願することができます。

(2) 実体審査：

①方式要件を具備した出願については実体的登録要件（産業上の利用性、新規性、創作性）の審査が行われます。登録要件は以下の通りです。

②拒絶理由が発見されると、拒絶理由通知が発行され、所定の期間内に意見書等を提出することができます。

(3) 関連意匠出願：

類似意匠出願制度に代わり、関連意匠制度が導入されています。

①同一人が、2以上の類似する意匠を有する場合、意匠登録出願及び関連意匠登録出願を行うことができます。

②関連意匠の出願日は、原意匠（本意匠）の出願日よりも後でなければなりません。

③関連意匠出願は、原意匠（本意匠）の公告後には、行うことができません。

④同一人が、原意匠（本意匠）と類似せず、関連意匠とのみ類似する意匠については、関連意匠登録出願を行うことはできません。

(4) 登録要件：

①産業上の利用可能性

以下の場合には、産業上の利用性がないものとされます。

(a) 意匠が意匠の定義に該当しない場合

(b) 意匠が純粋に芸術的な創作又は美術工芸品に関するものである場合

②新規性

絶対的新規性が要求されますので、台湾以外の外国で公知になっている意匠についても新規性を有しないものとされます。

(a) 同一・類似の意匠が出願日前（優先日前）に世界のいずれかで公表され、公知となっている場合や公然使用されている場合

(b) 出願に係る意匠の内容が、当該出願日前の出願であって、その出願後に公開された先行する意匠出願に添付された明細書又は図面に記載された内容と同一である場合（出願人が同一の場合は除く）

< 新規性喪失の例外 >

(a) 出願人の意に反して出願日前 6 ヶ月以内に意匠が開示された場合です。

(b) 台湾政府が後援又は承認した展覧会における展示によって、出願日前 6 ヶ月以内に意匠が開示された場合です。



(c) 出願人の行為に起因して意匠が刊行物に開示された場合です。

なお、新規性喪失の例外適用を受けるためには、所定の証明書の提出が必要となります。

③ 創作容易性

新規性を有していても、意匠の創作が容易と判断される場合には、登録を受けることはできません。

④ その他の不登録事由

(a) 物品の形状意匠が純粋に機能的である場合です。

(b) 集積回路の回路配置又は電子回路配置です。

(c) 公の秩序、善良の風俗又は公衆衛生を害する意匠です。

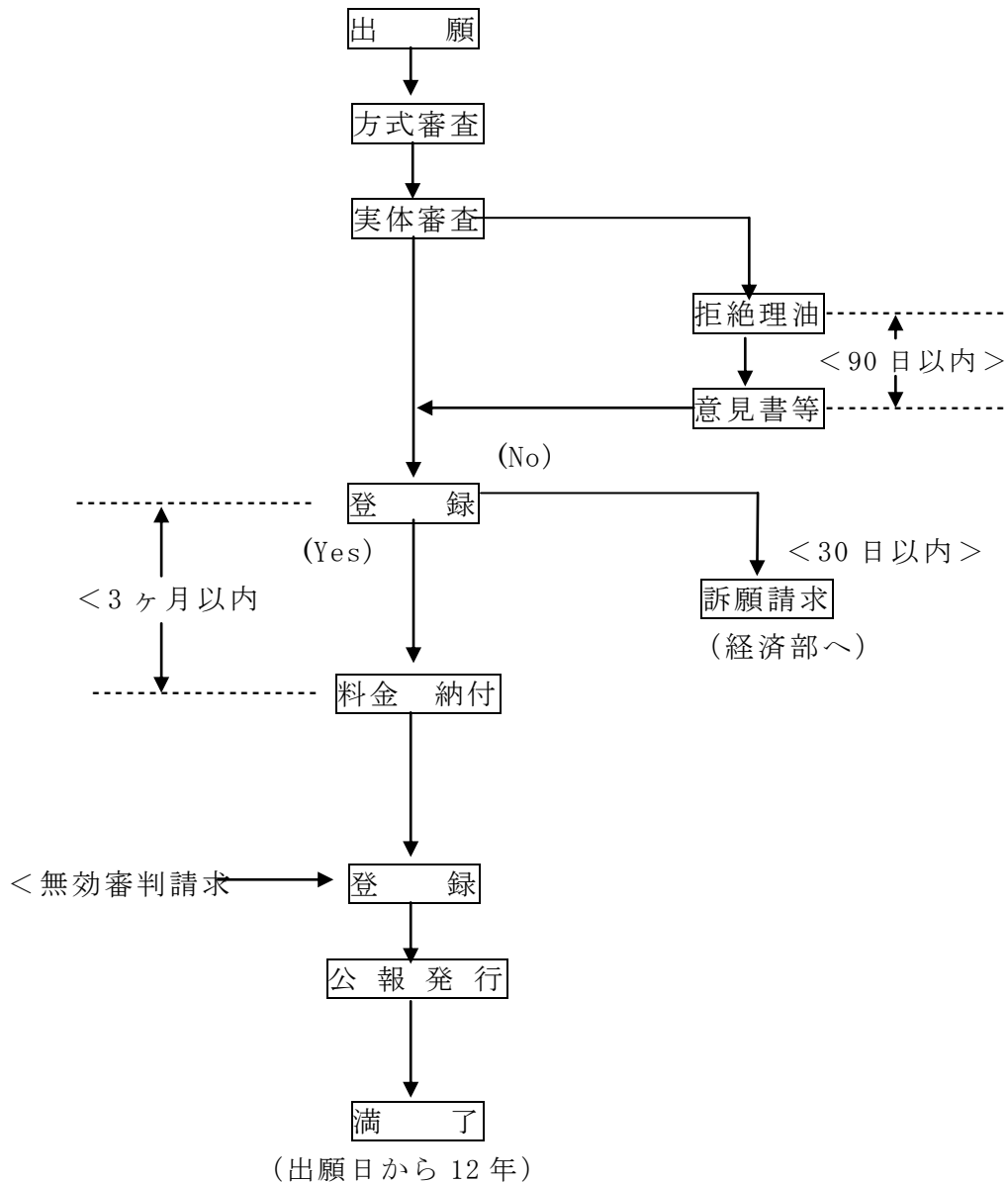
(d) 政党旗、国旗、孫逸仙博士の肖像、軍旗、国の紋章、勲章と同一又は類似の意匠です。

(5) 組物の意匠出願：

① 意匠登録出願は1つの意匠ごとに出願をしなければなりません。

② 但し、2以上の物品が同一の類別に属し、かつ習慣上、組物として販売又は使用する場合、1意匠で出願することができます。

## 出願から登録までの手続のフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1) 意匠権の存続期間は、出願日から12年です。

意匠権は、意匠付与の公告日に発生します。

(2) 関連意匠の意匠権の存続期間は本意匠の意匠権の存続期間と同一です。

### 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が導入されています。

### 11. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：  
約 6 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：  
約 9 ヶ月です。
- (3) 意匠の定義：  
意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作と定義されております。
- (4) 回復：  
特許の場合と同様です。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

(I) 2003年11月28日施行の改正商標法が適用されております。

改正商標法の主な内容は次の通りです。

- (1) 一出願多区分制度の採用
- (2) 出願及び商標権の分割制度の採用
- (3) 付与前異議申立制度から付与後異議申立制度への移行
- (4) 音響、立体形状、色彩のみの商標も登録対象
- (5) 更新登録出願の際の使用証明の廃止
- (6) 連合商標制度、防護標章制度の廃止

(II) その後、2010年9月12日及び2012年7月1日に改正が行われました。

主な内容は次の通りです。

- (1) 商標の使用行為の態様の明文化
- (2) 保護対象の拡大
- (3) 商標の不登録事由の改正
- (4) 登録料不納の場合における商標権回復の規定の新設
- (5) 登録料の分割納付の規定の廃止
- (6) 無効審判又は取消審判請求における、請求前3年間の使用証拠の提出の規定の新設

### 2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

(1) 願書 (Request) :

- ① 出願人の住所及び氏名 (法人の場合は名称)、商品・サービスの表示及びそれらの属する区分 (台湾はニース協定による国際分類を採用しています)。
- ② 一出願多区分制が導入されましたので、一出願で複数の区分を指定することが可能です。
- ③ 音響標章の場合 :  
音響標章である旨の表示、楽譜又は数字楽譜による表示及び説明書、音響を録音した CD が必要です。
- ④ 立体標章の場合 :  
立体標章である旨の表示、立体形状の標章の図面、標章の説明書が必要です。  
また、立体中に権利を主張しない部分がある場合には実線ではなく点線で描かなければなりません。

⑤色彩標章の場合：

色彩標章である旨の表示、色彩の詳細及びその説明が必要です。

(2)委任状 (Power of Attorney) (包括委任状制度あり)：

出願日から4ヶ月(2ヶ月間の延長可能)以内に提出することができます。

(3)商標見本 (Marks)：

5通提出します。

(4)優先権証明書 (Priority Document)：

①台湾出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

②台湾はWTOに加盟していますので、WTO加盟国の国民は優先権を主張して出願することができます。

なお、2012年7月1日に改正されました改正商標法において、外国出願人がその属する国がWTOに加盟しておらず、且つ台湾と相互に優先権を認めないときでも、WTO加盟国又は相互に商標権を保護する協定がある国に住所又は営業所を有すれば、優先権を主張することができるようになりました。

### 3. 料金表 (単位：台湾ドル(NTD)です。)

(1)出願料：	(電子出願)
①商品出願(1区分、20品目以下)	2,700
②商品出願(1区分、20以上、1品目当たり加算)	+200
③役務出願(第35から第45類まで)	2,700
(2)登録料：	
①一括払い、1区分当たり	2,500
②二回払い、1区分当たり(2等分割払い)	1,500
(3)異議申立料金(1区分当たり)：	4,000
(4)更新料金(1区分当たり)：	4,000
(5)無効審判請求料金(1区分当たり)：	7,000
(6)取消請求料金(1区分当たり)：	7,000
(7)譲渡・ライセンス申請料金：	2,000

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておりません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象になります。

## 6. 出願公開制度の有無

公開制度は採用されておられません。

## 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャートを含む期限等の説明)

商標出願は方式審査を経た後、不登録事由に該当するか否かについて審査されます。

### (1) 不登録事由：

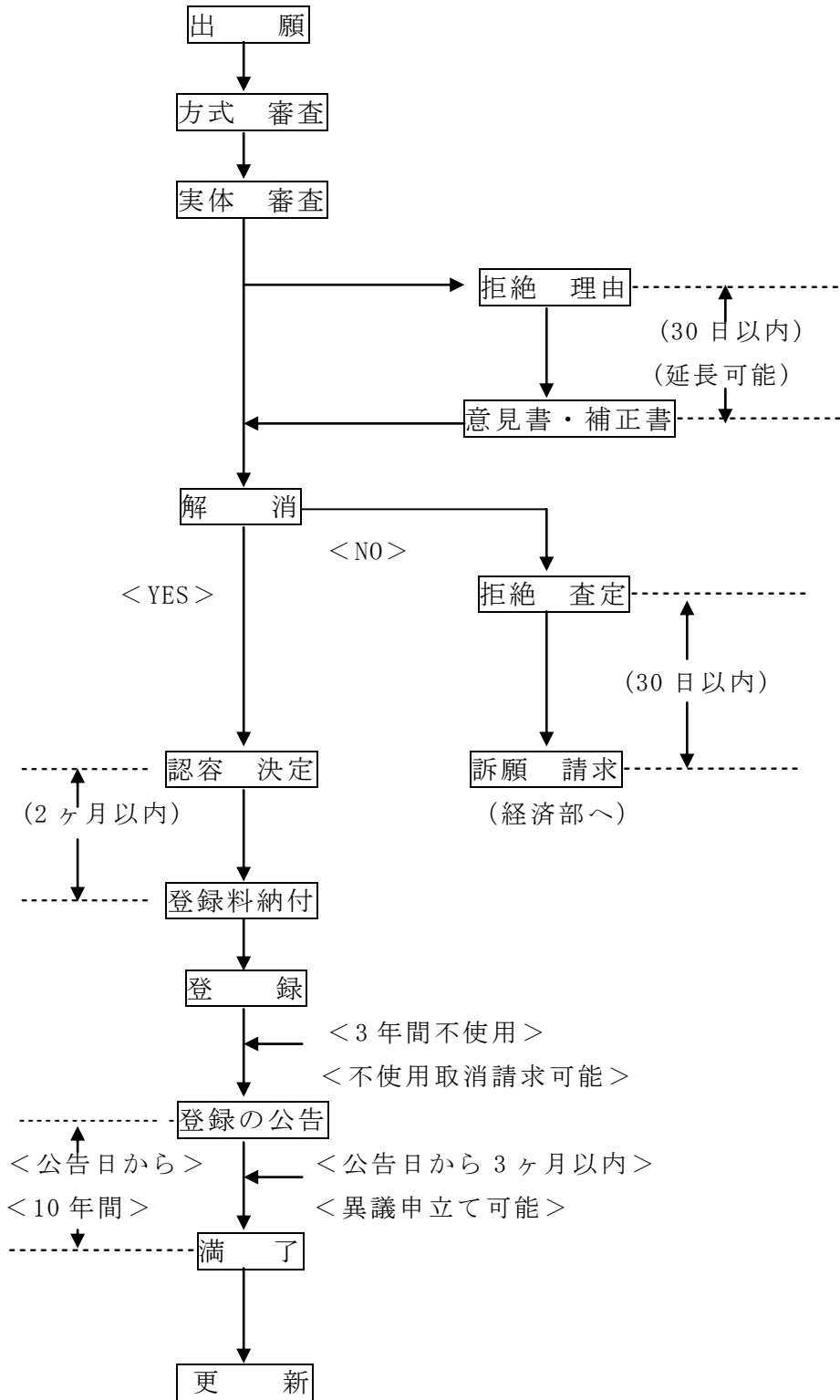
- ① 識別力のない商標
- ② 商品・サービスの形状、品質、機能又は他の説明を表示する標章
- ③ 商品又はその包装の3次元形状であって意図する機能を発揮するために必要なもの
- ④ 台湾の国旗、軍旗、官印、勲章等、外国の国旗と同一又は類似の標章
- ⑤ 孫逸仙博士又は台湾の元首の姓名若しくは肖像と同一の標章
- ⑥ 公序良俗に反する標章
- ⑦ 他人の登録商標と同一又は類似の標章であって、同一又は類似の商品について使用されるもの
- ⑧ 他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、関連公衆に混同を生じさせるおそれがある場合、又は当該周知商標の識別力又は名声を希薄化させるおそれがある場合
- ⑨ 中国国家基準標記（CNS）若しくは国内又は外国の同一の検査証明の性質を有する証明商標と同一又は類似の標章

### (2) 実体審査：

- ① 上記の不登録事由に該当するときは拒絶理由通知が発行され、所定の期間内（通常は30日以内）に意見書等を提出することができます。
- ② 出願人は拒絶理由を解消するために、指定商品・サービスの減縮、削除、出願の分割、セカンダリーミーニングの主張（識別力を獲得した旨）などを行うことができます。
- ③ また、先行登録商標による拒絶の場合には、出願商標と当該先行登録商標が類似する場合には、当該先行登録商標の商標権者の同意（コンセント）を得ることにより出願商標は当該拒絶を解消することができます。
- ④ 商標が識別性のない部分を含んでいる場合には、当該部分に権利不要求（ディスクレイマー）をして登録を受けることも可能です。

- ⑤拒絶理由が克服できない場合は拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては審判を請求することができます。
- ⑥出願された商標が不登録事由に該当しないときは商標登録、登録公告され第三者に異議申し立ての機会が与えられます。

出願から登録までの手続きのフローチャート





## 9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

- (1) 商標権の存続期間は登録の公告日から10年です。  
商標権は登録の公告日から発生します。
- (2) 存続期間は10年単位で更新することができます。
  - ① 更新出願は存続期間の満了前6ヶ月から満了までに行う必要がありますが、満了後6ヶ月の猶予期間があります。
  - ② 更新出願時の実体審査は廃止されたので、使用証明の提出は不要です。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時点での使用義務はありません。
- (2) 従前は「出願時の使用意思要件」が必要とされておりましたが、現在は「出願時の使用意思要件」は必要なくなりました。

## 11. 保護対象

- (1) 商標は、言葉、標語、文字、数字、画像、描画、色彩の組み合わせ、又は3次元形状、及びこれらの組み合わせ、並びに2次元で表現可能な音符も含まれます。
- (2) 所謂、新しい商標としての色彩のみの商標、音響商標、動態商標、匂い等の商標も、保護されています。

## 12. 留意事項

- (1) 出願からFirst Action(拒絶理由通知等)までの所要期間；  
約6ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分(登録又は拒絶)までの所要期間；  
約8ヶ月です。
- (3) 異議申立制度：  
従前の付与前の異議申立制度は廃止され、付与後の異議申立制度へと改正されています。
- (4) 不使用による取消：
  - ① 登録商標が継続して3年以上使用されていない場合には、利害関係人は商標登録の取り消しを請求することができます。
  - ② 不使用取消しを請求された場合には、商標権者は登録商標が使用されていることを立証する義務を負います。
- (5) 無効審判：
  - ① 商標登録が過誤によりなされた場合、すなわち、識別性がないにも拘わらず登録された場合、先行商標と抵触するにも拘わらず登録された

場合などには、利害関係人は登録の無効を請求することができます。  
②但し、これらを理由とする場合には、登録後5年の除斥期間がありますので注意が必要です。

(6) 連合商標制度：

- ① 連合商標制度は廃止されています。
- ② 連合商標制度は、類似関係にある商標を予め連合商標として関連付けて商標登録を認める制度で、例えば、不使用取り消しを請求された場合に、当該登録商標（「A」）は使用していなくても連合商標（「B」）を使用していれば、「A」は取り消されないというメリットがありました。
- ③ 現在、連合商標は独立の商標となっています。

(7) 防護標章制度：

周知・著名商標の保護が強化されたことにより、防護標章制度は廃止されています。

(8) 商標権の分割：

日本と同じように、商標登録後に商品・サービス毎に商標権を分割できるようになっております。

(9) 使用行為の態様の明文化：

商標の使用行為が明文化されました。

- ① 商標を商品又はその包装容器に使用する行為
- ② 商標を付した商品等を所持、陳列、販売、輸出又は輸入する行為
- ③ 商標を役務の提供に関するものに使用する行為
- ④ 商標を商品又は役務に関する商業文書又は広告に使用する行為

(10) 回復：

- ① 手続期間や更新登録料納付が、出願人の責に帰すことができない事由により生じた場合には、出願人は所定期間内に必要な書面を提出することができます。
- ② 優先権の回復は適用されません。